

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。「常住している者」については、平成22年国勢調査の概要「調査の対象」を参照されたい。

人口重心

人口重心とは、人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点のことをいう。基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、人口重心は算出する。

人口重心の算出式

$$y = \sum w_i y_i / \sum w_i$$

$$x = \sum w_i x_i \cos(y_i) / \sum w_i \cos(x_i)$$

$$\left[\begin{array}{ll} x, y & : \text{人口重心の緯度、経度} \\ w_i & : i \text{基本単位区の人口} \\ x_i, y_i & : i \text{基本単位区の図形中心点の経度、緯度} \end{array} \right]$$

- (1) 基本単位区とは、街区又は街区に準じた地域を基準とした約25～30世帯の地域単位をいう。
- (2) 人口重心及び基本単位区の図形中心点の経度、緯度は、「世界測地系」を用いている。
- (3) 人口重心の移動距離については、国土地理院の計算式に従って算出している。

面積と人口密度

本文に掲載し、また人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院が公表した平成22年10月1日現在の「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」によった。ただし、一部境界未定のある市の面積は、総務省統計局において推定した。

人口性比

女性100人に対する男性の数である。

$$\text{人口性比} = (\text{男性の人口}) \div (\text{女性の人口}) \times 100$$

年 齢

年齢は、平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

年少人口－0～14 歳人口

生産年齢人口－15～64 歳人口

老年人口－65 歳以上人口

また、本文に掲載した以下の項目の算出は、年齢（各歳）別人口によった。

年少人口指数＝（0～14 歳人口）÷（15～64 歳人口）×100

老年人口指数＝（65 歳以上人口）÷（15～64 歳人口）×100

従属人口指数＝（0～14 歳人口＋65 歳以上人口）÷（15～64 歳人口）×100

老年化指数＝（65 歳以上人口）÷（0～14 歳人口）×100

平均年齢＝年齢（各歳）×各歳別人口÷総人口＋0.5

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚－まだ結婚をしたことのない人

有配偶－届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別－妻又は夫と死別して独身の人

離別－妻又は夫と離別して独身の人

教 育

<在学か否かの別>

現在、学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分している。

卒業者－学校を卒業して、現在在学していない人

在学者－現在、在学中の人

未就学者－在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第 1 条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。ただし、予備校、洋裁学校、料理教室、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれない。

<最終卒業学校の種類>

最終卒業学校の種類により、「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つに区分している。

なお、中途退学した人は、その前の学校を最終卒業学校としている。

国 籍

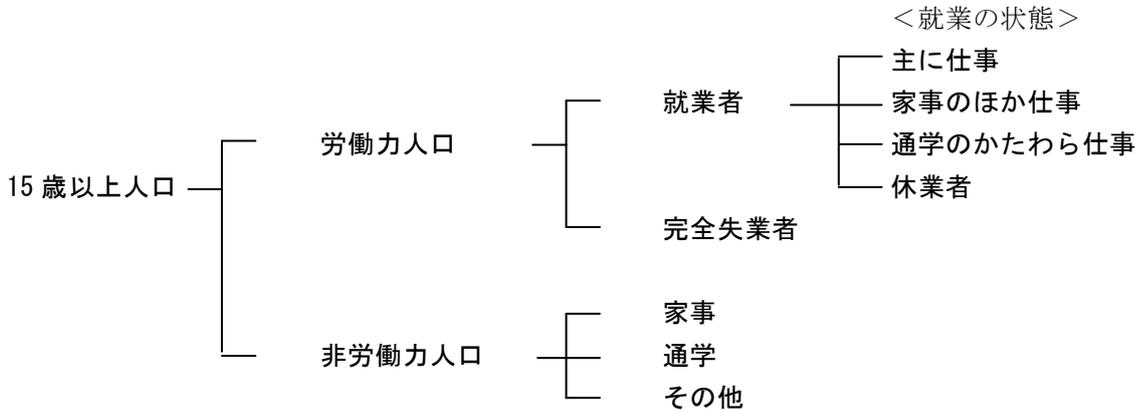
国籍を、「日本」、「中国」、「韓国、朝鮮」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人－「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

労働力状態

15歳以上の者について、平成22年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口－就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者－調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査期間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業所を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた

主に仕事－主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事－主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事－主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者－勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合、又は事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

完全失業者－調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口－調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事－自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学－主に通学していた場合

その他－上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

なお、本文中で用いている労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合である。

労働力率（％）＝労働力人口÷15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）×100

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

雇用人－会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次という「役員」でない人

正規の職員・従業員－勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員－労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他－就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人、又は専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員－会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者－農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者－家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合には、その人が主に仕事をしていた事業所の種類による。

産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

平成22年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成19年11月改訂）を基に、平成22年国勢調査の集計用に再編成したもので20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成った。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	A 農業，林業
	B 漁業
第2次産業	C 鉱業，採石業，砂利採取業
	D 建設業
	E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
	G 情報通信業
	H 運輸業，郵便業
	I 卸売業，小売業
	J 金融業，保険業
	K 不動産業，物品賃貸業
	L 学術研究，専門技術サービス業
	M 宿泊業，飲食サービス業
	N 生活関連サービス業，娯楽業
	O 教育，学習支援業
	P 医療，福祉
	Q 複合サービス業
	R サービス業（他に分類されないもの）
S 公務（他に分類されるものを除く）	
	T 分類不能の産業

職 業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合には、その人が主に従事した仕事の種類による。

平成22年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月設定）を基に、平成22年国勢調査の集計用に再編成したもので12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成った。

A 管理的職業従事者	G 農林漁業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	H 生産工程従事者
C 事務従事者	I 輸送・機械運転従事者
D 販売従事者	J 建設・採掘従事者
E サービス職業従事者	K 運搬・清掃・包装等従事者
F 保安職業従事者	L 分類不能の職業

居住期間

居住期間とは、現在の場所に住んでいる期間によって、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分したものをいう。

5年前の常住地

5年前の常住地とは、5年前に居住していた場所をいう。平成22年国勢調査では、5歳以上の人について、平成17年10月1日の前後を通じてふだん居住していた場所について調査し、次のとおり区分している。

現住所－調査時における常住地と同じ場所

国内－日本国内

自市区町村内－調査時における常住地と同じ市町村内（20大都市の場合は同じ区）

自市内他区－20大都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市）について、同一市（都）内の他区

県内他市区町村－同じ都道府県内の他の市区町村

他県－他の都道府県

転入（国外から）－日本以外

なお、5年前には当該地域に居住していたが、調査時には他の地域に居住していた人は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章している。

ここで、5年前の常住地による結果をみる場合、例えば5年前にA地に住んでいた者が中途にB地に移動し、平成22年国勢調査時には再びA地に住んでいるといったケースでは、5年前の常住地が「現住所」となり、移動者としてはとらえられない。また、A地からB地に移動し、そして国勢調査時にC地に住んでいた場合には、5年前の住所地はA地となることに注意する必要がある。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村内で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅－従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外－常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

自市内他区－常住地が20大都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市）にある者で、同じ市（都）内の他の区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村－従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合

他県－従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

昼間人口と夜間人口

常住地による人口（夜間人口）とは、調査時に調査の地域に常住している人口である。

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。

【例：A市の昼間人口の算出方法】

A市の昼間人口＝A市の常住人口－A市からの流出口＋A市への流入人口

（※ 昼間人口の算出に際しては、15歳未満の通学者も含めて表章した。）

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜上、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。

本文中で用いている昼夜間人口比率とは、常住人口（夜間人口）100人当たりの従業地・通学地による人口（昼間人口）の比率である。

昼夜間人口比率＝従業地・通学地による人口（昼間人口）÷常住人口（夜間人口）×100

なお、昭和55年以降の従業地・通学地集計では、年齢不詳の者を集計の対象から除外した。

利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類を、次のとおり区分している。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

- 1 徒歩だけ－徒歩だけで通勤又は通学している場合
- 2 鉄道・電車－電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
- 3 乗合バス－乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
- 4 勤め先・学校のバス－勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
- 5 自家用車－自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
- 6 ハイヤー・タクシー－ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。）
- 7 オートバイ－オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
- 8 自転車－自転車を利用している場合
- 9 その他－船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したもので、この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分している。

区分		内容
通勤・通学者のみの世帯		世帯員の全てが通勤・通学者である世帯
	通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯
	通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯
	通勤者と通学者のいる世帯	世帯員に通勤者、通学者ともにいる世帯
その他の世帯		通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯
構成 通勤・ 通学者 以外の 世帯員 の	高齢者のみ	65歳以上の人のみ
	高齢者と幼児のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ
	高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
	高齢者と女性のみ	65歳以上の人と6～64歳の女性のみ
	幼児のみ	6歳未満の人のみ
	幼児と女性のみ	6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
	女性のみ	6～64歳の女性のみ
	その他	上記以外

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒—学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

なお、昭和60年以降における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和55年以前での普通世帯、準世帯との対応は次表のとおりである。

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	○住居と生計を共にしている人の集まり ○一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	○間借り・下宿などの単身者 ○会社などの独身寮の単身者	○寮・寄宿舎の学生・生徒 ○病院・療養所の入院者 ○社会施設の入所者 ○自衛隊営舎内居住者 ○矯正施設の入所者 ○その他

世帯主・世帯人員

世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によった。

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- A 親族のみの世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- B 非親族を含む世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

なお、「A 親族のみの世帯」及び「B 非親族を含む世帯」は、平成17年以前の調査では「親族世帯」及び「非親族世帯」だったが、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていた。例えば、上記でいう「(1)夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も親族世帯に含めていた。

3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれない。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

したがって、20 歳以上の子供が 1 人でもいる世帯や、父親の単身赴任や長期出稼ぎなどによって、調査時に女親と子供のみとなっている世帯は、「母子世帯」には含まれない。

また、平成 22 年調査から、上記「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員（20 歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」として表章する。

なお、昭和 55 年及び 60 年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていない。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65 歳以上の者 1 人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに 1 戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯－「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

持ち家－居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家－その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市再生機構・公社の借家－その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家－その世帯が借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅－勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り－他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

なお、本文中で用いる**持ち家率**とは、住宅に住む一般世帯に占める持ち家（世帯数）の割合である。

持ち家率（％）＝持ち家に住む一般世帯数÷住宅に住む一般世帯数×100

延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段などの共用部分は、延べ面積には含まれない。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の五つに区分し、また、世帯が住んでいる階により「1・2階」、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」、「15階以上」の五つに区分した。

一戸建—1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

長屋建—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅—一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

その他—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

人口集中地区（D I D）

人口集中地区とは、昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに設定されたものである。Densely Inhabited Districtの略。

平成2年までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定されてきたが、平成7年からは基本単位区を基にした。

平成22年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

- (1) 平成22年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成22年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1km²当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市的地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めていないためである。